第５期障害福祉計画・第１期障害児福祉計画素案新旧対照表（成果目標、活動指標を除く）

資料３

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第５期計画素案 | 第４期計画 | 備　　考 |
| Ⅰ　基本的理念等  １　目的及び趣旨  近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、**平成２５年６月には、障害者基本法に謳われている差別の禁止の基本原則を具体化した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。本県においても、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、障害を理由とする差別の解消についての基本理念や県と県民の責務、県の施策の基本事項等を定めた「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が平成２６年１２月制定され、法とともに平成２８年４月に施行されました。**  **平成２８年５月には障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律が成立し、自立生活支援、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援などの新しいサービスや重度訪問介護、保育所等訪問支援の拡大、障害福祉サービス等の情報公表制度などが平成３０年４月から施行されます。**  この富山県障害福祉計画**及び障害児福祉計画**（以下、「本計画」という）は、これらの法整備や諸状況の変化を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成**３２**年度末の数値目標を設定するとともに、平成**３０**年度から平成**３２**年度までの障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするものです。  ２　**計画**の位置付け  本計画は、障害者総合支援法**第８９条第１項**に基づく富山県の障害福祉計画**及び児童福祉法第３３条の２２第１項に基づく障害児福祉計画**であり、「障害福祉サービス等及び**障害児通所支援等**の円滑な実施を確保するための基本指針（平成**２９**年厚生労働省告示第**１１６**号。以下「国指針」という。）」に即して策定するものです。  　　また、県介護保険事業支援計画、県子ども・子育て支援事業計画等との調和を図るとともに、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として平成２６年３月に策定した「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有するものです。  ３　基本的理念  　全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法や、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、 社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本とする障害者総合支援法の理念**、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとする児童福祉法の原理**を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成します。  （１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援  すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、意思疎通手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。  また、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。  （２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等  引き続き、サービスの実施主体である市町村を基本とし、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等であって１８歳以上の者及び障害児を対象とする一元的なサービスの運営、充実を図り、市町村への適切な支援を行うことにより、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。  また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして**障害者総合支援法に**基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。  さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図る**ため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）に基づき特定医療費の支給認定を行う県や難病患者等の相談に応じる難病相談支援センター、厚生センター・支所等において、それぞれの業務を通じて難病患者等本人に対して必要な情報提供を行う等の取組みにより、障害福祉サービスの活用を促進します。**  （３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備  　　　障害者の自立支援や、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）との連携、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。  **また、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。以下同じ。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。**  **（４）地域共生社会の実現に向けた取組み**  **地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組み等を計画的に推進します。**  **・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作り**  **・地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組み**  **・人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築**  **（５）障害児の健やかな育成のための発達支援**  **障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。**  **また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。**  **さらに、障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。**  ４　計画の期間（略）  ５　区域の設定（略）  ６　障害福祉サービス**等及び障害児支援**の体系  （略）  Ⅱ　平成**３２**年度の数値目標の設定  （略）  Ⅲ　各年度における指定障害福祉サービス**等**の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策  １　各年度における指定障害福祉サービス**等**の種類ごとの必要な量の見込み  （略）  ２　指定障害福祉サービス**等**の見込量の確保のための方策  　　県は、国、市町村、関係機関、サービス事業者等と連携し、指定障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう必要な取組みを行います。  　　また、指定障害福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く制度の周知や広報を行うことにより、多様な事業者の新規参入を促進します。  （１）地域移行の推進と地域生活の支援  ・　県民に障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透し、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、啓発・広報活動や学校・地域における福祉教育を積極的に推進します。  ・　障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や、外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携し在宅サービスの提供体制の整備促　進に努めます。  ・　富山型デイサービス事業所の立ち上げや施設整備に対して支援するとともに、高齢者のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進し、身近な地域で高齢者、障害児（者）、子ども等の区別　なく一緒に福祉サービスを提供する富山型デイサービスの普及に努めます。  ・　地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット２１」事業を展開し、障害者等が安心して生活できる環境づくりを進めます。  ・　入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して、地域の理解促進に努めるとともに、県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う各種行事を通じて、地域での交流・ふれあいを促進します。  また、まちなかの空き店舗や空き家等の既存の社会資源を積極的に活用し、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）の整備を促進します。  ・　障害者と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。  ・　施設入所者の生活の質の向上を図るため、施設の小規模化・個室化を推進するなど、利用者の福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害者の地域生活を支援します。  ・　精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉分野の従事者のほか、メンタルヘルスサポーター、**ピアフレンズ**など、地域生活を支援する人材の**育成や資質の向上を行い**、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。  ・　精神障害者の**相互の交流を促進する**とともに、精神障害者家族**への相談支援の**ための事業を推進します。  ・　病院の退院後生活環境相談員が中心となり、地域のサービス事業者等と連携し退院を支援する**ほか、病院や厚生センターの家族相談会等にピアフレンズを派遣するなど**、精神科病院に長期間入院している　　精神障害者が地域生活へ移行できるよう支援します。  ・　多職種（医師、看護師、保健師、相談支援専門員、**ピアフレンズ**など）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。  **・　精神障害者が地域で安心して生活ができるよう、精神科医療に関する緊急の相談に24時間、365日対応する精神科救急医療体制の維持・充実に努めます。**  ・　県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設（刑務所等）に入所する障害者等に対し、退所後に直ちに福祉サービスが提供され、地域生活を送ることができるよう、市町村、矯正施設、福祉施設等と連携して支援を行います。  ・　障害者が地域社会において安全に、安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実や防災防犯対策の推進、消費者トラブルの防止に取り組みます。特に、障害者など要配慮者は大規模災害の被害を受けやすいことから、実践的な防災訓練の実施等、市町村とも連携しながら、実効性のある防災対策を推進します。また、緊急時には災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や災害派遣福祉チーム（DCAT）、その他関係機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。  （２）就労支援の強化  ・　身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。  ・　企業での障害者雇用促進に向け、法定雇用率未達成企業への指導を行う富山労働局と連携するとともに、障害者雇用推進員の活用や、障害者雇用に積極的な企業の取組み事例の紹介や見学会の開催等により、企業での雇用機会の拡大に努めます。  ・　富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進を図ります。  ・　障害者一人ひとりに応じた就労と職場定着が進むよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用促進等を進めるとともに、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」の推進や職場適応訓練、障害の態様に応じた多様な職業訓練等、一般就労に向けた取組みを充実します。  ・　雇用、福祉、教育の連携による就労支援を強化するため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者及び特別支援学校等による就労支援のネットワークづくりを進めます。  ・　「富山県工賃向上支援計画」（第４期計画期間：平成３０年度～平成３２年度）に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、新たな就労分野の開拓など、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。また、障害者の多様な働き方を生み出すため、とやま地域共生型福祉推進特区において規模要件が緩和されている施設外での福祉的就労（地域共生型障害者就労支援事業）の拡大に努めます。  ・　県や市町村において「障害者優先調達**推進**法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めるとともに、「ハーティとやま」等のイベント販売等により、製品の販路の確保、拡大に努めます。  **・　障害者の新たな就労・雇用の場の確保や農業における担い手不足など、それぞれの分野における課題を双方の連携により解消しようとする「農福連携」を推進し、障害福祉サービス事業所等の農業への参入や障害者の農業分野での就労などを支援します。**  ・　特別支援学校の生徒の社会的・職業的自立を積極的に推進するため、教育、労働、福祉、企業、保護者等からなるキャリア教育・就労支援ネットワーク会議を各特別支援学校で開催するとともに、高等特別支援学校に就労コーディネーター**・障害者就労サポーター**を配置するなど、職場開拓、就業体験、就職後のアフターケア等の充実に努めます。  ・　特別支援学校の生徒等の就労支援を推進するため、個別の教育支援計画を作成し、関係機関、福祉施設、企業や富山型デイサービス事業所等との情報の共有化に努める等、一層の連携を図ります。    （３）相談支援体制の整備  ・　地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害者からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。なお、県はアドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組みを支援します。  ・　厚生センター、**障害者相談センター**、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制の充実や、地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など、総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。  **・　基幹相談支援センターが設置されていない市町村に対し、設置に向けた積極的な働きかけを行い、地域における相談支援体制の強化に努めます。**  ・　障害者総合支援法等に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者の拡大に努めます。  （４）情報**提供**・コミュニケーション支援の充実  ・　必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、適切な情報提供に努めます。  **・　障害者が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、**点訳奉仕員や朗読奉仕員の養成、手話通訳者や要約筆記者、**盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣**など、障害者のコミュニケーション支援の充実を図ります。  **・　富山県手話言語条例（仮称）の制定を機に、手話に対する県民の理解やその普及、手話を使用しやすい環境整備の促進に努めます。**  （５）市町村に対する支援体制の強化  ・　障害者総合支援法に基づく制度が、市町村において円滑に運用されるよう、指定サービス事業者等の各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村への情報提供に努めます。  ・　相談支援体制など広域的な取組みが必要なものについて、必要な調整や助言を行います。  ・　市町村間のサービスに格差が生じないよう市町村間の連絡会等を開催し、情報共有化に努めます。  ・　障害者のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。  （**６）障害児支援のための計画的な基盤整備**  **・　乳幼児期からの各種健康診査、訪問指導、育児相談などを充実するとともに、県教育委員会、子育て支援担当部局との緊密な連携はもとより、厚生センター、市町村、児童相談所、発達障害者支援センター、保育所、障害児施設及び医療機関の連携を強化して、障害児やその保護者に対する早期からの継続的な療育支援体制や相談支援体制の充実に努めます。**  **・　児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の提供など、障害児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう体制の整備を図ります。**  **・　児童発達支援センターにおいて、障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援の体制整備を図ります。**  **・障害児入所施設において、専門的機能や地域支援機能の強化を図ります。**  **・　障害児通所支援事業所及び障害児入所施設において、障害児に対し質の高い専門的な発達支援を行う施設として、支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。**  **・　地域における障害児の生活を支えるため、障害児等療育支援事業により、在宅療育等に関する相談・指導体制の充実に努めます。**  **（７）発達障害者等への支援の充実**  **・　改正発達障害者支援法に基づき設置した発達障害者支援地域協議会における関係機関との協議等を通じて、支援体制のさらなる整備を図ります。**  **・　市町村など関係機関と連携して、発達障害の早期発見、早期支援に努めます。**  **・　発達障害者等及びその家族その他の関係者が、可能な限り身近な地域で必要な支援を受けられるよう、発達障害者支援センターや発達障害者地域支援マネジャーにおいて相談や情報提供、助言等を行うとともに、普及啓発や人材育成の充実に努めます。**  **・　発達障害者支援センターや県医師会と連携して研修を開催するなど、発達障害者等に身近なサービス事業所等やかかりつけ医等の発達障害への対応力の向上を図ります。**  **・　発達障害者等の家族その他の関係者が発達障害に対し適切な対応をすることができるよう、研修等の充実に努めます。**  **（８）医療的ケア児等への支援の充実**  **・　医療的ケア児等に対する医療、福祉、保健等の関係機関による支援体制の構築を図ります。**  **・　医療的ケアを提供できる人材の育成や、重症心身障害児者等の受入施設への支援に努めます。**  **・　医療的ケアの関係機関による支援等を調整するコーディネーターの配置の促進に努めます。**  **・　在宅の医療的ケアの必要な重症心身障害児者等に対し、相談支援や情報提供、レスパイトサービスを行います。**  **・　医療的ケアが必要な障害児に対する支援基盤として、「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」において、他職種との連携によるチーム医療体制により重症児等への対応力を強化するとともに、短期入所や通所サービスなど、重症児の在宅支援機能を強化します。**  Ⅳ　各年度の指定障害者支援施設**及び指定障害児入所施設**の必要入所定員総数  （略）  Ⅴ　指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置  １　サービス提供にかかる人材の研修  　人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。  **指定障害福祉サービス等の提供にあたっては専門職員であるサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス等及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとなっていることから、**これらの者の養成研修を実施し、事業所に必要な人材を確保します。  **なお、相談支援専門員に向けた研修を行うに当たっては、難病患者等や重症心身障害児者、医療的ケア児等の特性に応じた適切な支援についても十分に理解が図られるような内容とします。さらに、適切な支援の提供が障害者等の自立及び社会参加に資することも踏まえ、地域生活支援事業における障害者相談支援事業及び介護給付費等の支給決定事務に係る業務を適切かつ主体的に実施するため、市町村職員に対しても相談支援従事者研修の受講を促します。**  居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、同行援護従業者などの養成研修を実施し、サービスが適切に提供されるために必要な人材の確保に努めるとともに、介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう研修の受講を促します。  また、行動障害を有する者の特性に応じ、一貫性を持った支援を実施できるよう、施設従事者、居宅介護従業者等に対し強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、関係機関との連携による専門分野別研修により、精神障害者や、罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援の充実に取り組みます。  その他、障害支援区分認定調査員や市町村審査委員会等への研修を実施し、サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。  また、これらの研修を着実に実施するため、サービス管理責任者研修、相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行うなど、指導者の養成を図ります。    ２　指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価  利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を行うことが重要です。この手段の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。  また、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者は適切なサービスの選択に活用することができます。  このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスの選択に資することとなるものであり、県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者に活用されるよう**事業者に対して制度の周知を図り、利活用しやすい仕組み作りや普及及び啓発に向けた取組みを実施するとともに、**評価結果等の提供体制の充実を図ります。  Ⅵ　富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項（略）  **Ⅶ　その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための必要な事項**  **１　障害者等に対する虐待の防止**  **「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」を踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。**  **県では、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村（障害者虐待防止センター）をはじめ関係機関・団体等からなるネットワークを構築し、情報の共有や連携の強化を図り、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。また、事業者・市町村職員を対象に障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等についての研修を実施します。**  **なお、これらの体制や取組みについては、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。**  **また、高齢者や児童虐待の防止に取り組む関係機関とも連携し、効果的な体制の構築に努めます。**  **さらに、県では虐待事案を効果的に防止するため、次に掲げる点に配慮した取り組みを行います。**  **（１）相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び　早期発見**  **虐待事案を未然に防止する観点から、相談支援専門員、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者等に対し、常日頃から虐待防止に関する高い意識を持ち、障害者等及びその養護者の支援に当たるとともに、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合の速やかな通報を求めます。また、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等の設置者・管理者に対し、障害者等虐待防止研修受講の徹底及び虐待を防止するための委員会の設置を促すなど、各種研修や指導監査などあらゆる機会を通じて指導助言を継続的に行います。特に、継続サービス利用支援により、居宅や施設等への訪問を通じて障害者等やその世帯の状況等を把握することが可能であることに鑑み、相談支援事業者に対し、訪問による相談支援の機会等を通じた虐待の早期発見及び市町村との連携の重要性について周知を図っていきます。**  **（２）一時保護に必要な居室の確保**  **必要に応じて、一時保護のために必要な居室の確保について市町村域を超えた広域的な調整を行います。**  **（３）指定障害児入所支援の従業者への研修**  **指定障害児入所支援については、児童福祉法に基づき、被措置児童等虐待対応が図られますが、指定障害福祉サービス事業所等及び指定通所支援事業所等と同様に、入所児童に対する人権の擁護、虐待の防止等のため、従業者に対する研修等を実施します。**  **（４）権利擁護の取組み**  **障害者等の権利擁護の取組みについては、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる利用者に対して支援を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行い、当該制度の利用を促進します。**    **２　意思決定支援の促進**  **意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修等の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るように努めます。**  **３　障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進**  **障害者の自立と社会参加を促進するため、絵画展など芸術文化活動の発表の場を設けるとともに、写真等の芸術文化教室等を開催します。**  **また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムの推進のため、アール・ブリュットなど障害者芸術文化活動のさらなる振興を図ります。**  **４　障害を理由とする差別の解消の推進**  **国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として、障害者基本法の改正（平成２３年）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成２５年）が相次いで行われました。**  **障害者差別解消法には、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が規定されました。**  **県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（県条例）」を制定しました（平成２６年）。この障害者差別解消法及び県条例については、共に平成２８年４月に施行されました。**  **県では、国の基本方針に即した職員対応要領の策定や、県条例も踏まえた相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取り組み、障害者理解の促進と障害者への配慮の徹底を図ります。**  Ⅷ　計画の達成状況の点検及び評価（略）  Ⅸ　障害保健福祉圏域別の数値目標等（略） | Ⅰ　基本的理念等  １　目的及び趣旨  近年、障害者を取り巻く環境は大きく変化しており、平成２３年８月には「障害者基本法」の一部が改正され、目的規定や障害者の定義、障害者に対する「差別の禁止」に関する条文の新設等が行われました。  また、平成２５年４月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正され、障害者の定義における難病等の追加や、障害程度区分から障害支援区分への改正、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等について段階的に施行されたところです。  この富山県障害福祉計画（以下「本計画」という。）は、これらの法整備や諸状況の変化を踏まえ、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成２９年度末の数値目標を設定するとともに**、**平成２７年度から平成２９年度までの障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めることにより、障害福祉サービス等の提供体制の確保が計画的に図られるようにするものです。  ２　障害福祉計画の位置付け  本計画は、障害者総合支援法第８９条に基づく富山県の障害福祉計画であり、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号。以下「国指針」という。）」に即して策定するものです。  また、県介護保険事業支援計画、県子ども・子育て支援事業計画等との調和を図るとともに、障害者基本法（昭和４５年法律第８４号）に基づき、障害者のための施策に関する基本的な計画として平成２６年３月に策定した「富山県障害者計画」のうち、障害福祉サービス等の確保に関する実施計画としての位置付けを有するものです。    ３　基本的理念  全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとする障害者基本法や、障害者等の日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、 社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを基本とする障害者総合支援法の理念を踏まえ、次の点に配慮して計画を作成します。  （１）障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援  すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、意思疎通手段の選択の機会の拡大等に配慮するとともに、その意思決定の支援に配慮します。  また、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。  （２）市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等  引き続き、サービスの実施主体である市町村を基本とし、身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病患者等であって１８歳以上の者及び障害児を対象とする一元的なサービスの運営、充実を図り、市町村への適切な支援を行うことにより、地域間で格差のある障害福祉サービスの均てん化を図ります。  また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図ります。  さらに、難病患者等についても、引き続き障害者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図ります。  （３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備  障害者の自立支援や、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現する観点から、福祉施設への入所や病院への入院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、ＮＰＯ等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）との連携、地域生活支援の拠点づくり等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。  ４　計画の期間（略）  ５　区域の設定（略）  ６　障害福祉サービスの体系  （略）  Ⅱ　平成２９年度の数値目標の設定  　　　（略）  Ⅲ　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策  １　各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み  ２ 　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の見込量の確保のための方策  　　県は、国、市町村、関係機関、サービス事業者等と連携し、指定障害福祉サービス等の必要量が確保できるよう必要な取組みを行います。  　　また、指定障害福祉サービス等の事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く制度の周知や広報を行うことにより、多様な事業者の新規参入を促進します。  （１）地域移行の推進と地域生活の支援  ・　県民に障害及び障害者に対する正しい理解が広く浸透し、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう、啓発・広報活動や学校・地域における福祉教育を積極的に推進します。  ・　障害者が自宅において介護や家事等の日常生活の支援や、外出時の介助等の必要な支援を受けつつ、できるだけ自立した生活を送ることができるよう、市町村と連携し在宅サービスの提供体制の整備促進に努めます。  ・　富山型デイサービス事業所の立ち上げや施設整備に対して支援するとともに、高齢者のデイサービス等から富山型デイサービスへの転換を促進し、身近な地域で高齢者、障害児（者）、子ども等の区別なく一緒に福祉サービスを提供する富山型デイサービスの普及に努めます。  ・　地域住民と地域の保健、医療、福祉関係者（保健師、かかりつけ医、ホームヘルパー、障害者相談員等）が連携して「ふれあいコミュニティ・ケアネット２１」事業を展開し、障害者等が安心して生活できる環境づくりを進めます。  ・　入所施設利用者等が地域生活に移行できるよう、市町村や関係機関等と連携して、地域の理解促進に努めるとともに、県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う各種行事を通じて、地域での交流・ふれあいを促進します。  また、まちなかの空き店舗や空き家等の既存の社会資源を積極的に活用し、日中活動の場（生活介護事業、就労継続支援事業、地域活動支援センター等）と、住まいの場（グループホーム）の整備を促進します。  ・　障害者と認知症高齢者が共に暮らせる共生型グループホームの整備を支援します。  ・　施設入所者の生活の質の向上を図るため、施設の小規模化・個室化を推進するなど、利用者の福祉サービスの充実に努めるとともに、障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害者支援施設と連携し、その専門的機能を活用し、障害者の地域生活を支援します。  ・　精神障害者が地域生活に移行できるよう、保健・医療・福祉の専門職のほか、メンタルヘルスサポーター、ピア・フレンズ等地域生活を支援する人材の養成を行うとともに、地域における受入れ基盤の拡充を促進します。  ・　精神障害者の地域移行のための普及啓発を図るとともに、精神障害者家族の交流や相談のための事業を推進します。  ・　病院の退院後生活環境相談員が中心となり、地域のサービス事業者等と連携し退院を支援するなど、精神科病院に長期間入院している高齢の精神障害者が地域生活へ移行できるよう支援します。  ・　多職種（医師・看護師・保健師・相談支援専門員・ピアなど）チームによる訪問支援により必要な精神医療・福祉サービスにつなげ、精神障害者本人や家族が安心して地域生活が継続できるような支援体制を整備するよう努めます。  ・　県地域生活定着支援センターにおいて、矯正施設（刑務所等）に入所する障害者等に対し、退所後に直ちに福祉サービスが提供され、地域生活を送ることができるよう、市町村、矯正施設、福祉施設等と連携して支援を行います。  ・　障害者が地域社会において安全に、安心して生活することができるよう、交通安全対策の充実や防災防犯対策の推進、消費者トラブルの防止に取り組みます。特に、障害者など要配慮者は大規模災害の被害を受けやすいことから、実践的な防災訓練の実施等、市町村とも連携しながら、実効性のある防災対策を推進します。また、緊急時には災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）や災害派遣福祉チーム（DCAT）、その他関係機関の緊密な連携のもと、適切な対応がなされるよう体制の整備に努めます。  （２）就労支援の強化  ・　身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病など、それぞれの障害特性に応じた就労支援をきめ細かく実施するため、障害者の就労支援機関や医療機関、発達障害者支援センター、難病相談・支援センターなどとの連携を強化します。  ・　企業での障害者雇用促進に向け、法定雇用率未達成企業への指導を行う富山労働局と連携するとともに、障害者雇用推進員の活用や、障害者雇用に積極的な企業の取組み事例の紹介や見学会の開催等により、企業での雇用機会の拡大に努めます。  ・　富山県知的・精神障害者雇用奨励金や障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金、税制上の優遇措置等の周知と活用の促進を図ります。  ・　障害者一人ひとりに応じた就労と職場定着が進むよう、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者（ジョブコーチ）の活用促進等を進めるとともに、民間企業等において短期の職場実習を行う「障害者チャレンジトレーニング事業」の推進や職場適応訓練、障害の態様に応じた多様な職業訓練等、一般就労に向けた取組みを充実します。  ・　雇用、福祉、教育の連携による就労支援を強化するため、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、サービス事業者及び特別支援学校等による就労支援のネットワークづくりを進めます。  ・　「富山県工賃向上支援計画」（第３期計画期間：平成２７年度～平成２９年度）に基づき、自主製品の創出や経営ノウハウの導入、新たな就労分野の開拓など、工賃向上に取り組む障害者就労支援事業所を支援します。また、障害者の多様な働き方を生み出すため、とやま地域共生型福祉推進特区において規模要件が緩和されている施設外での福祉的就労（地域共生型障害者就労支援事業）の拡大に努めます。  ・　県や市町村において「障害者優先調達法」に基づいて調達方針を毎年作成し、政策目的随意契約制度を活用し、障害者就労施設等からの優先的発注に努めるとともに、「福祉の店」の営業、「ハーティとやま」等のイベント販売等により、製品の販路の確保、拡大に努めます。  ・　特別支援学校の生徒の社会的・職業的自立を積極的に推進するため、教育、労働、福祉、企業、保護者等からなるキャリア教育・就労支援ネットワーク会議を各特別支援学校で開催するとともに、高等特別支援学校に就労コーディネーターを配置するなど、職場開拓、就業体験、就職後のアフターケア等の充実に努めます。  ・　特別支援学校の生徒等の就労支援を推進するため、個別の教育支援計画を作成し、関係機関、福祉施設、企業や富山型デイサービス事業所等との情報の共有化に努める等、一層の連携を図ります。    （３）相談支援体制の整備  ・　地域自立支援協議会を中心とした相談支援体制の一層の充実・強化を図り、障害者からの相談対応、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行います。なお、県はアドバイザーを派遣するなど広域的な立場から市町村の取組を支援します。  ・　厚生センター、身体障害者更生相談所、知的障害者相談センター、児童相談所、心の健康センター等の行政機関における相談支援体制の充実や、地域における相談支援の拠点である基幹相談支援センターの設置に対する支援など、総合的・専門的な相談支援体制の充実に努めます。  ・　障害者総合支援法等に基づく計画相談支援や地域移行支援・地域定着支援等の必要なサービス量が確保できるよう相談支援従事者の養成や資質の向上を図るとともに、市町村と連携して事業者の拡大に努めます。  （４）情報取得・コミュニケーション支援の充実  ・　必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、適切な情報提供に努めるとともに、点訳奉仕員や朗読奉仕員の養成、手話通訳者や要約筆記者の派遣事業の実施等、障害者のコミュニケーション支援に努めます。  （５）市町村に対する支援体制の強化  ・　障害者総合支援法に基づく制度が、市町村において円滑に運用されるよう、指定サービス事業者等の各地域における社会資源に関する情報等の収集を行い、市町村への情報提供に努めます。  ・　相談支援体制など広域的な取り組みが必要なものについて、必要な調整や助言を行います。  ・　市町村間のサービスに格差が生じないよう市町村間の連絡会等を開催し、情報共有化に努めます。  ・　障害者のニーズに的確に対応したサービスが円滑に提供されるよう、市町村からの照会等に対応するとともに、各種研修会、説明会等を実施し、人材の養成や従事者の資質向上を図ります。  Ⅳ　各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数  （略）  Ⅴ　指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置  １　サービス提供にかかる人材の研修  人材の養成については、サービス提供に係る責任者及び専門職員の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、指定障害福祉サービス等に係る人材を質・量ともに確保することが重要です。  障害者総合支援法においては、サービス提供に係る専門職員であるサービス管理責任者及び相談支援専門員を指定障害福祉サービス及び指定相談支援の事業者ごとに配置することとなっていることから、これらの者の養成研修を実施し、事業所に必要な人材を確保します。  居宅介護従業者、重度訪問介護従業者、同行援護従業者、行動援護従業者などの養成研修を実施し、サービスが適切に提供されるために必要な人材の確保に努めるとともに、介護職員等が安全で適切にたんの吸引等を行うことができるよう研修を実施します。  また、行動障害を有する者の特性に応じ、一貫性を持った支援を実施できるよう、施設従事者、居宅介護従事者等に対し強度行動障害支援者養成研修を実施するとともに、関係機関との連携による専門分野別研修により、精神障害者や、罪を犯した障害者の特性に応じた適切な支援の充実に取り組みます。  その他、障害支援区分認定調査員や市町村審査委員会等への研修を実施し、サービスの適正な支給決定が確保されるよう努めます。  また、これらの研修を着実に実施するため、サービス管理責任者研修、相談支援従事者養成研修等に関する国の指導者研修への派遣を行うなど、指導者の養成を図ります。    ２　指定障害福祉サービス等の事業者に対する第三者の評価  利用者本位の質の高い福祉サービスを提供するためには、事業者自らが事業の運営方法やサービスの提供の方法などにおける問題を把握し、その改善を行うことが重要です。この手段の一つとして、公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスを評価する「福祉サービス第三者評価制度」が設けられています。  また、第三者評価を受けた結果を公表することにより、利用者は適切なサービスの選択に活用することができます。  このように、福祉サービス第三者評価制度の活用が図られることは、福祉サービスの向上と利用者の適切なサービスの選択に資することとなるものであり、県では福祉サービス第三者評価制度が多くの福祉サービス提供事業者に活用されるよう努めるとともに、その評価結果等の提供体制の充実を図ります。  Ⅵ　富山県の地域生活支援事業の実施に関する事項（略）   |  | | --- | | （第４期計画における障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進についての記載）  Ⅴ　指定障害福祉サービス等に従事する者の確保及び資質の向上等のために講ずる措置  ３　障害者に対する差別の解消及び権利擁護の推進  国では、障害者権利条約の締結に向けた国内法の整備として、近年、障害者基本法の改正（平成２３年）をはじめ「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の制定（平成２３年）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成２５年）などが相次いで行われました。  県においても「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（県条例）」を制定したところです（平成２６年）。この障害者差別解消法及び県条例については、共に平成２８年４月から施行となっています。  障害者の権利と尊厳を守るため、障害を理由とする差別の解消の推進や障害者に対する虐待の防止等に取り組むとともに、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度等の普及や適切な利用の促進に努めます。  （１）障害を理由とする差別の解消の推進  障害者差別解消法には、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」や「障害者への合理的配慮の不提供の禁止」等が規定されました。  県では、国の基本方針に即した職員対応要領の策定や、県条例も踏まえた相談や紛争の防止・解決のための体制の整備、県民に対する普及啓発活動など、必要な対応に取組み、障害者理解の促進と障害者への配慮の徹底を図ります。  （２）障害者等の権利擁護  障害者虐待防止法の施行も踏まえ、指定障害福祉サービス等の事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。  県では、県障害者権利擁護センターを設置するとともに、市町村（障害者虐待防止センター）をはじめ関係機関・団体等からなるネットワークの構築、障害者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等について定めたマニュアルの作成等、虐待防止に向けたシステムの整備に努めます。  なお、これらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行います。また、高齢者や児童虐待の防止に取り組む関係機関とも連携し、効果的な体制の構築に努めます。  また、障害者の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努め、制度の適切な利用の促進を図ります。 | | 関係法令等の改正による修正  障害児福祉計画を追記  障害児福祉計画を追記  国指針の標記に基づき修正  児童福祉法の理念を追記  難病患者への一層の周知  精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築  国指針に基づき新たに記載  国指針に基づき新たに記載  障害児支援を追加  国指針の標記に基づき修正  国指針の標記に基づき修正  国指針の標記に基づき修正  精神科救急医療体制の維持・充実  農福連携の推進  基幹相談支援センターの設置促進  コミュニケーション手段の追記  手話言語条例（仮称）の制定  国指針に基づき新たに記載  国指針に基づき新たに記載  国指針に基づき新たに記載  障害児入所施設の追加  「児童発達支援管理責任者」の追記  国指針に基づき追記  国指針に基づく項目の組み換え、追記 |